

『御殿場市自転車用ヘルメット購入費補助事業』について

この制度は、令和5年4月1日よりすべての自転車利用者に対し乗車用ヘルメットの着用が努力義務化となったことを受け、御殿場市民の乗車用ヘルメットの着用を促進し、悲惨な交通事故を1件でも減らすことを目的としています。

対象となる人

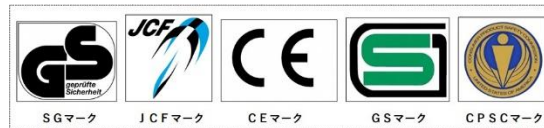


御殿場市民で、
①着用を目的に購入した本人
②親権を持つ子、または監護している未成年が着用する目的で購入した人
(未成年の子の実親、未成年後見人など)
が対象となります。
※申請できる回数はヘルメットの着用者1人につき1度のみです。申請後に壊れて買いなおしても再申請はできません。

対象となるヘルメット

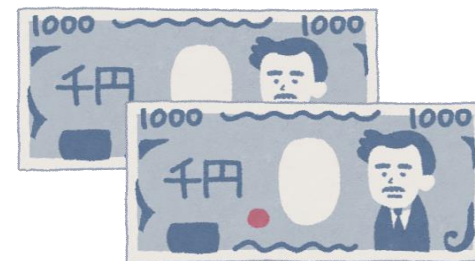


- ①自転車を乗車する際に着用し、頭部を保護する目的で製造されたもの。
- ②一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク、その他相当する安全基準に適合したもの。



上記①②に該当し令和6年1月1日以降に御殿場市内の店舗で購入した新品のヘルメットが対象です。
※必ず購入してから6か月以内に申請してください。

補助金額



最大2,000円、ヘルメットの購入金額(税込)の半額までが申請の上限です。

- ・例①購入金額が5,500円 →補助金額は2,000円
- ・例②購入金額が2,100円 →補助金額は1,000円

※100円未満の端数は切り捨て
※申請から1か月程度を目安に申請者の口座に振り込みます。
※各店舗のポイント(電子マネー、金券等除く)使用分は、購入金額から差し引いて計算を行います。

申請に必要な書類

- ① 領収書(購入者(=申請者)の氏名、購入日、領収金額、購入品名、購入店がわかるもの。レシートは不可。)
- ② 安全基準を確認できるもの(品質保証書など。パッケージに記載がある場合はそのままお持ちください。)
- ③ 申請者名義の口座を確認できるもの(通帳、キャッシュカードの写しなど。)
- ④ 認め印(電子申請は不要)

※①~③はコピー可



電子申請もできます!
詳しくは御殿場市HP
をご覧ください。



くらしの安全課
☎82-4123